

外部指導者（ベンチ入り）承認制度について 令和7年度版

1 外部指導者（ベンチ入り）の条件

- (1) 学校の教育方針を理解し、年間を通して計画的な指導ができる者。
- (2) スポーツ指導員等の資格を有しているか、または専門的な指導技術があると認められる者。
- (3) 技術指導だけにとらわれることなく、生徒指導面への配慮もできると認められる者。
- (4) 部顧問及び保護者と連携を図り、教育的な指導が望める者。
- (5) 県中体連が指定する、外部指導者講習会を受講できる者。

2 外部指導者（ベンチ入り）の登録申請について

- (1) 1つの部活動に対して1名の登録申請ができる。
 - ① 同一人物が、同じ学校内で2競技以上の登録申請はできない。
 - ② 同一人物が、複数の学校で、同じ競技または異なる競技での登録申請はできない。
ただし、下記の特例は認める。
 - ア 前期・後期に分けての登録申請ができる。
(前期＝総合大会・九州大会・全国大会 後期＝秋季大会)
 - イ 新体操・体操競技については、複数の学校からの登録を認める。(九州・全国も可)
また、体操競技については、試技する際に補助が必要で、安全面に配慮するため、個人に対してそれぞれ1名の登録を認める。(九州・全国も可)
 - ウ 陸上競技、水泳競技に関しては、複数校からの申請ができる。ただし、九州・全国大会のベンチ入りについては、1学校に限る。
 - ③ 1つの部活動に対して、複数名の登録申請はできない。但し、ハンドボール競技においては九州大会では外部指導者の複数登録が認められていることから、この限りでない。
- (2) 講習会受講者は県大会ベンチ入り有資格者として認め、「認定証」を交付する。
(3年間有効)
- (3) 学校から申請のあった外部指導者には、大会の監督会時にベンチ入り許可証を配付する。

3 外部指導者（ベンチ入り）の承認についての手順

- (1) 年度当初に各学校長より、地区中体連会長を通じて県中体連会長に申請する。
- (2) 県中体連評議員会で承認。(4月)
- (3) 承認された者は、地区総合大会までに講習会を受講する。
- (4) 講習会修了が認められた外部指導者には、「認定証」を交付する。
- (5) 原則、申請については年度当初のみとする。やむを得ない事情等があった場合、後期の追加申請を認めることもある。但し、9月理事会までの申請に限る。それ以降の申請は認めない。

4 承認の取消

- 1の条件から甚だしく逸脱するような事態が発生した場合には、承認を取り消すことがある。

5 その他

- (1) 中学校非常勤講師及び異校種教員については、外部指導者講習会の受講を義務づけない。
- (2) 有資格者(すでに3か年以内に講習を受けている者)であっても、各学校から地区中体連及び県中体連への外部指導者(ベンチ入り)登録申請は毎年行うこと。
- (3) 当該校以外の中学校教職員は、外部指導者になれない。